

第3 特 別 会 計

「財政法」(昭22法34)第13条第2項においては、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

8年度においては、特別会計の数は次の14となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(厚生労働省)
- ・ 子ども・子育て支援特別会計(内閣府及び厚生労働省)
- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、8年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441.7兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、216.2兆円である。

この216.2兆円には、国債償還費等88.8兆円(7年度当初予算比3.0兆円増)、社会保障給付費81.2兆円(同2.3兆円増)、地方交付税交付金等(地

方譲与税等を含む。)24.3兆円(同2.7兆円増)、財政融資資金への繰入13.0兆円(同3.0兆円増)が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は8.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.5兆円(同0.0兆円減)を除いた額は、8.3兆円となり、7年度当初予算額に対して1.1兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	8年度 (百万円)	7年度 当初(百万円)
特別会計歳出総額	441,726,012	429,481,229
特別会計の会計間取引額	59,092,043	59,165,084
特別会計内の勘定間取引額	30,681,576	29,965,048
一般会計への繰入額	25,592	48,379
国債整理基金特別会計における借換償還額	135,758,565	136,223,053
純計額	216,168,236	204,079,665
i 国債償還費等	88,839,525	85,850,286
ii 社会保障給付費	81,226,466	78,889,960
iii 地方交付税交付金等	24,283,105	21,550,917
iv 財政融資資金への繰入	13,000,000	10,000,000
上記 i ～ iv を除いた純計額	8,819,141	7,788,502
v 復興関連経費	529,226	553,402
上記 i ～ v を除いた純計額	8,289,914	7,235,099

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、8年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額15,232,951百万円並びに酒税の収入見込額の100分の50に相当する額573,500百万円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額5,204,160百万円の合算額21,010,611百万円から、「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき、平成20年度、21年度、28年度及び令和元年度の地方交付税の

精算額のうち、8年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額263,812百万円を控除し、8年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額15,400百万円を加算し、8年度分の地方交付税の総額から特例減額を行うこととされている額700,000百万円を控除した額20,062,199百万円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融资特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として200,000百万円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として45,595百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、2,449,900百万円を計上し、その全額から28年度地方法人税

決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金20,230,488百万円(うち震災復興特別交付税45,647百万円)を計上することとしている。

- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入813,800百万円を計上することとし、これを財源として歳出において、個人住民税減収補填特例交付金(仮称)、軽油引取税減収補填特例交付金(仮称)、自動車税減収補填特例交付金(仮称)、軽自動車税減収補填特例交付金(仮称)及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(仮称)の合計額を地方特例交付金として計上することとしている。
- (3) 「地方税法」(昭25法226)に基づき、歳入において一般会計からの受入1,800百万円を計上することとし、これを財源として歳出において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を計上することとしている。
- (4) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入43,265百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。
- (5) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (6) 森林環境税の収入を受け入れ、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、森林の整備及びその促進

に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

- (7) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭40法157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭27法180)第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
 - (8) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平31法4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
 - (9) 自動車重量税の収入の1,000分の431に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭46法90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
 - (10) 航空機燃料税の収入の15分の4に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭47法13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
 - (11) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。
 - (12) 借入金については、民間からの借入見込額を計上している。借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。
- この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	20,921,064	(18,919,952) 20,224,077
財政投融资特別会計より受入	200,000	(200,000) —
東日本大震災復興特別会計より受入	45,595	65,850
地方法人税	2,449,900	(2,177,300) 2,314,500
地方揮発油税	176,000	(211,400) 203,400
森林環境税	66,600	67,900
石油ガス税	4,000	4,000
特別法人事業税	2,606,500	(2,345,400) 2,524,500
自動車重量税	318,900	308,300
航空機燃料税	14,500	14,500
特別とん税	11,300	11,300
借入金	22,617,846	25,517,846
雑収入	44	6
前年度剰余金受入	1,875,158	(1,784,992) 1,853,857
東日本大震災復興前年度剰余金受入	51	2,594
計	51,307,459	(51,631,341) 53,112,630
(歳出)		
地方交付税交付金	20,230,488	(18,343,732) 19,653,921
地方特例交付金	813,800	186,200
新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1,800	7,400
交通安全対策特別交付金	43,817	47,485
地方揮発油譲与 税譲与金	178,000	(212,700) 212,500
森林環境譲与税 譲与金	66,600	68,900
石油ガス譲与税 譲与金	4,000	4,000
特別法人事業譲 与税譲与金	2,601,600	(2,347,000) 2,523,400
自動車重量譲与 税譲与金	317,200	307,700
航空機燃料譲与 税譲与金	14,500	14,500
特別とん譲与税 譲与金	11,300	11,300
事務取扱費	274	270

諸支出金	242	268
国債整理基金特別会計へ繰入	26,778,906	29,165,316
予備費	2,530	2,530
計	51,065,057	(50,719,300) 52,205,690

2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づき、保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
再保険料収入	88,257	83,975
雑収入	38,083	33,452
計	126,340	117,427
(歳出)		
再保険費	126,238	117,333
事務取扱費	101	94
予備費	1	1
計	126,340	117,427

3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
他会計より受入	87,852,369	(85,019,946) 84,931,383
一般会計より受入	31,274,955	(28,217,106) 28,189,015
交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	56,577,414	(56,802,840) 56,742,369
東日本大震災復興他会計より受入	58,518	(26,951) 235,044
東日本大震災復興特別会計より受入	58,518	(26,951) 235,044
脱炭素成長型経済構造移行推進 他会計より受入	75,880	54,117

エネルギー対策特別会計より受入	75,880	54,117
租 税	117,700	114,900
公 債 金	132,281,797	(132,467,701)
復興借換公債金	2,840,270	131,217,059
脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	636,498	(3,051,848)
東日本大震災復興株式売払収入	94,644	2,803,282
東日本大震災復興配当金収入	8,325	(703,503)
運 用 収 入	427,614	704,005
東日本大震災復興運用収入	3,290	(102,900)
脱炭素成長型経済構造移行推進運用収入	3,620	125,451
雑 収 入	424,959	(8,363)
東日本大震災復興雑収入	42	13,533
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	3,042	222,451
前年度剰余金受入	—	2,163
東日本大震災復興前年度剰余金受入	—	2,278
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	—	(339,214)
計	224,828,567	248,918
(歳 出)		
国債整理支出	221,104,439	(222,118,500)
公債等償還	204,363,205	220,716,412
公債利子等支払	16,459,803	(218,164,211)
公債等償還及び発行諸費等	281,431	216,774,102
復興債整理支出	3,005,088	(205,142,477)
脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	719,039	205,035,860
計	224,828,567	(12,794,996)
		11,512,295
		(226,739)
		225,946
		(3,192,270)
		3,179,519
		(762,018)
		762,791
		(222,118,500)
		220,716,412

(注) 8年度の公債金132,281,797百万円は、8年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び8年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	8年度予定 (億円)	7年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	671,057	691,391
うち復興債償還財源	1,138	3,618
うち脱炭素成長型経済構造移行債償還財源	0	3
償 還 額	671,068	691,672
うち復興債	1,138	3,618
うち脱炭素成長型経済構造移行債	0	3
差引基金増△減額	△ 11	△ 281
年度末基金残高	30,021	30,032

4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

8年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)第8条第2項の規定により7年度において生ずる決算上の剰余のうち3,130,092百万円を8年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち752,054百万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令5法69)に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金

への繰入れの財源に充てることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、日本戦略投資ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
外国為替等売買差益	168,900	159,809
運用収入	4,654,200	4,783,134
雑収入	1,574	49
計	4,824,674	4,942,992
(歳出)		
事務取扱費	5,272	3,215
諸支出金	242,053	454,023
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	1,426,071	788,556
予備費	300,000	300,000
計	1,973,397	1,545,795

5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

8年度の内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を13,000,000百万円、一時借入金等の限度額を15,000,000百万円としている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計758,500百万円を見積もることとしている。

歳出については、強靱な経済構造の構築を図るほか、官民が連携した積極的な投資促進や物価高への対応、地方、暮らしの安定に向けた課題解決の取組推進等のため、500,300百万円(7年度当初予算額479,900百万円)の産業投資支出を行うとともに、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源に充てるため、57,833百万円をエネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることとしている。

なお、8年度においては、地方の財源不足の補填に充てるため、地方公共団体金融機構の納付金200,000百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、3,564百万円の特定国有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	1,231,349	(958,943) 775,339
公債金	13,000,000	(10,000,000) 12,000,000
財政融資資金より受入	12,260,105	10,557,176
積立金より受入	91,367	(66,126) 76,002
雑収入	93,653	(55,963) 27,881

計	26,676,473	(21,638,208) 23,436,397
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	13,000,000	(10,000,000) 12,000,000
事務取扱費	7,481	(7,360) 7,537
諸支出金	592,907	(441,770) 272,952
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	37	11
国債整理基金特別会計へ繰入	13,075,998	(11,189,018) 11,155,847
予備費	50	50
計	26,676,473	(21,638,208) 23,436,397

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の規定による金利スワップ取引については、8年度は、想定元本で1,200,000百万円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	8年度(百万円)	7年度(百万円) (当初計画)
特別会計	24,300	21,800
政府関係機関	8,550,600	5,739,800
独立行政法人等	1,785,500	1,719,600
地方公共団体	2,355,800	2,269,900
計	12,716,200	9,751,100

(2) 投資勘定

(歳入)		
運用収入	575,486	(493,338) 293,338
償還金収入	780	19,508
利子収入	213	448
納付金	212,094	(222,954) 22,954
配当金収入	350,789	235,237
出資回収金収入	11,610	15,191
雑収入	1	3
前年度剰余金受入	183,013	(358,450) 278,208
他会計より受入	—	(—) 270,000
一般会計より受入	—	(—) 270,000
資産処分収入	—	(—) 140,622

株式売払収入	—	(—) 140,622
計	758,500	(851,790) 982,170
(歳出)		
産業投資支出	500,300	(479,900) 749,900
事務取扱費	267	297
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	200,000	(200,000) —
先端半導体・人工知能関連技術対策エネルギー対策特別会計へ繰入	57,833	(143,300) 203,680
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
一般会計へ繰入	—	28,193
予備費	100	100
計	758,500	(851,790) 982,170

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
出資金		
沖縄振興開発金融公庫	5,000	5,000
株式会社国際協力銀行	165,000	(100,000) 370,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,000	2,000
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	104,400	111,700
株式会社脱炭素化支援機構	32,600	35,000
株式会社日本政策投資銀行	65,000	70,000
株式会社産業革新投資機構	60,000	80,000
株式会社海外需要開拓支援機構	—	10,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	20,800	16,200
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	45,500	50,000

		(479,900)
計	500,300	749,900

(注) 「産業競争力強化法」(平 25 法 98)の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳入)		
国有財産売却収入	4,491	2,434
雑収入	46	33
前年度剰余金受入	26,671	37,972
計	31,207	40,440
(歳出)		
特定国有財産整備費	3,564	3,703
事務取扱費	813	369
計	4,377	4,072

6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は石油石炭税財源等の一般会計からの繰入れ等である。

また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令 5 法 32)に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした「GX 経済移行債」の発行により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(以下「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。)の財源に充てることとしている。

8 年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

(イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガスの探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策、石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

(ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの利用拡大のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

(2) 電源開発促進勘定

電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の 375 分の 161 を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375 分の 146 を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額等及び 375 分の 68 を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」(5年12月22日原子力災害対策本部決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用として、高温ガス炉・高速炉の実証炉に係る研究開発等に要する経費を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等及び原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平23法94)に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応

するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

なお、同法の規定により交付された国債の償還に係る金利負担に対応するため、原子力損害賠償支援資金への繰入れを行うこととしている。

(4) 先端半導体・人工知能関連技術勘定

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(6年11月22日閣議決定)にて策定された「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、次世代半導体の研究開発支援やA I基盤モデルの開発支援等を実施するために必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	381,125	(456,508) 609,555
脱炭素成長型経済構造移行公債金	1,048,419	(725,803) 1,354,128
石油証券及借入金収入	1,567,000	1,570,000
備蓄石油売払代雑収入	27,613 16,465	29,992 15,098
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	0	0
前年度剰余金受入	200,874	(187,236) 195,911
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	0	(0) 27,585
計	3,241,496	(2,984,637) 3,802,269
(歳出)		
燃料安定供給対策費	275,410	(277,689) 295,447
エネルギー需給構造高度化対策費	234,667	(263,197) 352,363
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	421,120	(304,064) 828,750

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	89,105	107,392
脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	12,100	19,000
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	44,825	(42,445) 77,543
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	42,820	(59,389) 79,089
脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資	10,000	80,000
事務取扱費	4,962	6,669
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	142,005	(88,906) 139,926
石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	6,658	9,800
脱炭素成長型経済構造移行推進先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	387,300	(179,700) 259,903
諸支出金	0	0
脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	14	17
国債整理基金特別会計へ繰入	1,491,960	1,489,582
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	75,880	54,117
予備費	2,670	2,670
計	3,241,496	(2,984,637) 3,802,269

(2) 電源開発促進勘定
(歳入)

電源立地対策財源一般会計より受入	156,315	162,171
電源利用対策財源一般会計より受入	104,086	(105,353) 130,164
原子力安全規制対策財源一般会計より受入	43,904	(43,059) 53,990
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	142,005	(88,906) 139,926
雑収入	1,560	1,257
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	0	0
前年度剰余金受入	25,356	20,184
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	0	0
計	473,227	(420,929) 507,691
(歳出)		
電源立地対策費	174,560	173,357 (13,117)
電源利用対策費	12,231	23,338
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	122,005	(88,906) 94,926
脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資	20,000	(—) 45,000
原子力安全規制対策費	25,234	(25,194) 31,669
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,318	(93,201) 97,911
事務取扱費	25,700	(26,975) 31,430
諸支出金	0	0
脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金	0	0
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	—	(—) 9,880
予備費	180	180
計	473,227	(420,929) 507,691

(3) 原子力損害賠償支援勘定
(歳入)

原子力損害賠償支援資金より受入	75,678	42,824
-----------------	--------	--------

一般会計より受入	71,500	—
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,819,800	12,126,300
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑収入	179	42
前年度剰余金受入	48	170
計	11,967,206	12,169,336
(歳出)		
事務取扱費	1	1
原子力損害賠償支援資金へ繰入	71,500	—
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	—
国債整理基金特別会計へ繰入	11,895,705	12,169,335
計	11,967,206	12,169,336
(4) 先端半導体・人工知能関連技術勘定		
(歳入)		
財政投融资特別会計より受入	57,833	(143,300) 203,680
一般会計より受入	—	(—) 86,277
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	6,658	9,800
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	387,300	(179,700) 259,903
先端半導体・人工知能関連技術公債金	787,213	(—) 25,627
雑収入	0	(—) 0
前年度剰余金受入	0	—
計	1,239,004	(332,800) 585,288
(歳出)		
先端半導体・人工知能関連技術対策費	674,804	(11,500) 84,953
エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	6,658	9,800

脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	387,300	—
独立行政法人情報処理推進機構出資	150,000	100,000
先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入	0	(—) 0
国債整理基金特別会計へ繰入	20,243	(—) 0
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	—	(179,700) 259,903
国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	—	(31,800) 130,631
計	1,239,004	(332,800) 585,288

7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から5百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、7年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1,415,100百万円を計上し、それに対する国庫負担として一般会計からの繰入22,261百万円を計上している。また、雇用保険事業の事務に要する経費に充てるため、一般会計から770百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに

に訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き17,228百万円(うち一般会計からの繰入4,725百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、賃上げ支援や非正規雇用労働者への支援、リ・スキリングや労働移動の円滑化の推進、医療・介護分野等の人材確保の支援、多様な人材の活躍促進等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定、雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 労 災 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	1,017,611	959,128
一般会計より受入	5	6
未経過保険料受入	30,243	27,987
支払備金受入	164,044	163,127
運用収入	97,596	90,193
雑収入	22,098	19,774
計	1,331,596	1,260,216
(歳 出)		
労働安全衛生対策費	25,467	24,902
保険給付費	772,979	766,649
職務上年金給付費 年金特別会計へ繰入	4,610	5,117
職務上年金給付費等 交付金	4,383	4,531
社会復帰促進等 事業費	130,818	130,242
独立行政法人労働者 健康安全機構運営費	12,215	12,078
独立行政法人労働者 健康安全機構施設整備費	3,863	5,267
仕事生活調和推進費	13,619	12,716
中小企業退職金共済等 事業費	1,344	1,383
独立行政法人労働政策 研究・研修機構運営費	288	279

個別労働紛争対策費	1,930	1,843
		(84,395)
業務取扱費	90,376	84,614
施設整備費	2,438	2,708
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	55,513	52,018
予備費	2,300	2,300
		(1,106,427)
計	1,122,145	1,106,646
(2) 雇 用 勘 定		
(歳 入)		
他勘定より受入	2,194,340	2,327,722
一般会計より受入	27,756	27,334
積立金より受入	228,016	—
運用収入	6,144	270
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構納付金	0	35
雑収入	38,607	39,340
計	2,494,864	2,394,701
(歳 出)		
労使関係安定形成促進費	368	368
男女均等雇用対策費	44,668	41,123
中小企業退職金共済等 事業費	6,135	6,229
独立行政法人勤労者退職金共済 機構運営費	27	27
個別労働紛争対策費	1,985	2,046
職業紹介事業等実施費	97,052	(86,993) 87,045
地域雇用機会創出等 対策費	110,897	115,090
高齢者等雇用安定・促進費	212,784	(224,021) 224,067
失業等給付費	1,415,100	1,335,653
就職支援法事業費	18,674	23,288
職業能力開発強化費	62,540	(65,588) 65,607
若年者等職業能力開発 支援費	3,641	(3,690) 3,869
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構運営費	77,553	(74,430) 74,481

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	6,155	5,558
障害者職業能力開発支援費	1,616	1,596
技能継承・振興推進費	5,663	4,844
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,867	1,857
業務取扱費	141,600	127,058
施設整備費	6,055	4,781
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	18,211	18,715
予備費	55,000	48,711
計	2,287,590	(2,191,667) 2,192,013
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	4,097,780	4,093,892
印紙収入	189	194
一般会計より受入	298	265
子ども・子育て支援特別会計より受入	7,665	7,129
一般拠出金収入	4,638	4,419
他勘定より受入	73,724	70,733
雑収入	1,163	1,287
前年度剰余金受入	38,708	79,807
計	4,224,165	4,257,725
(歳出)		
業務取扱費	46,885	44,484
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	1,017,611	959,128
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,194,340	2,327,722
諸支出金	51,169	49,348
育児休業給付費等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	914,060	876,943
予備費	100	100
計	4,224,165	4,257,725

8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)及び「厚生年金保険法」(昭29法115)に基づく年金給付並びに「健康保険法」(大11法70)に基づく全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理を明確にするために設けられ

たものである。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。
 - (2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、2,203,082百万円を一般会計から受け入れることとしている。
 - (3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、11,143,495百万円を一般会計から受け入れることとしている。
- なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。
- (4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、35,871百万円を受け入れることとしている。
 - (5) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳入)		
抛出金等収入	28,403,978	28,012,762
運用収入	4,381	805
積立金より受入	552,180	529,180
雑収入	19,493	14,649
計	28,980,032	28,557,395
(歳出)		
基礎年金給付費	28,850,964	28,374,984
基礎年金相当給 付費他勘定へ繰 入及交付金	70,420	124,687
諸支出金	648	724
予備費	58,000	57,000
計	28,980,032	28,557,395
(2) 国民年金勘定		
(歳入)		
保険料収入	1,322,131	1,292,119
一般会計より受 入	2,203,082	2,225,427
子ども・子育て 支援特別会計よ り受入	15,173	—
基礎年金勘定よ り受入	20,331	24,624
運用収入	560	133
積立金より受入	327,431	383,553
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	348,602	384,404
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	1,058	1,543
雑収入	552	630
前年度剰余金受 入	16	17
計	4,238,936	4,312,450
(歳出)		
特別障害給付金 給付費	2,207	2,310
福祉年金給付費	9	9
国民年金給付費	155,261	187,652
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	3,930,745	3,982,100
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	75,816	70,713
諸支出金	74,598	69,266
予備費	300	400
計	4,238,936	4,312,450
(3) 厚生年金勘定		
(歳入)		

保険料収入	37,568,696	36,602,767
一般会計より受 入	11,143,495	10,950,192
労働保険特別会 計より受入	4,610	5,117
基礎年金勘定よ り受入	21,736	64,670
存続厚生年金基 金等徴収金	868	797
解散厚生年金基 金等徴収金	20,502	22,393
実施機関抛出金 収入	4,733,432	4,522,094
存続組合等納付 金	21,210	25,586
運用収入	9,813	2,045
積立金より受入	175,436	133,289
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	50,000	62,500
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	19,155	27,926
雑収入	12,710	13,571
計	53,781,663	52,432,946
(歳出)		
保険給付費	26,449,866	25,657,949
実施機関保険給 付費等交付金	5,074,157	4,936,160
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	21,897,912	21,490,152
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	277,868	276,111
諸支出金	29,860	21,575
予備費	52,000	51,000
計	53,781,663	52,432,946
(4) 健康勘定		
(歳入)		
保険料収入	12,533,282	11,830,705
一般会計より受 入	35,871	22,957
日雇抛出金収入	211	209
運用収入	0	0
業務勘定より受 入	213	43
借入金	1,434,835	1,434,835
雑収入	0	0
前年度剰余金受 入	635,681	479,791
計	14,640,093	13,768,540
(歳出)		
保険料等交付金	13,112,243	12,259,324

業務取扱費等業務勘定へ繰入	47,388	44,704
諸支出金	9,756	6,720
国債整理基金特別会計へ繰入	1,470,706	1,457,792
計	14,640,093	13,768,540
(5) 業務勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	115,941	(110,667) 111,485
子ども・子育て支援特別会計より受入	2,329	2,122
他勘定より受入	401,072	391,528
特別保健福祉事業資金より受入	33	52
事業主拠出金収入	745,526	722,009
独立行政法人福祉医療機構納付金	24	35
雑収入	2,345	1,141
前年度剰余金受入	18,565	18,663
計	1,285,836	(1,246,216) 1,247,034
(歳出)		
業務取扱費	44,554	(42,248) 43,066
社会保険オンラインシステム費	132,749	113,773
日本年金機構運営費	362,355	367,734
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	213	43
諸支出金	393	345
一般会計へ繰入	33	52
児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	745,526	722,009
予備費	12	12
計	1,285,836	(1,246,216) 1,247,034

9 子ども・子育て支援特別会計

この会計は、7年度よりこども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるために設けられたものである。同特別会計は、「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子ども・子育て支援に係る事業を経理する子ども・子育て支援勘定及び「雇用保険法」(昭49法116)に基づく育児休業等給付に係る事業を経理

する育児休業等給付勘定の2勘定により成っている。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、地方公共団体が児童手当の支給に要する費用を交付する児童手当交付金のほか、「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づき地方公共団体が妊婦支援給付金の支給に必要な費用を交付する妊婦のための支援給付費、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付等を実施する子ども・子育て支援推進費、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2,607,811百万円を受け入れることとしている。また、「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子ども・子育て支援納付金を見込んでおり、8年度は児童手当交付金のほか、妊婦のための支援給付費や育児休業等給付勘定に計上している出生後休業支援等給付費等に充てることとしている。

- (2) 育児休業等給付勘定においては、歳出では、育児休業給付費のほか、両親ともに育児休業を取得することを促進するための出生後休業支援給付費、育児期を通じた柔軟な働き方を推進するための育児時短就業給付費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 子ども・子育て支援勘定		
(歳入)		
子ども・子育て支援納付金収入	643,625	—
拠出金収入	775,800	751,410
年金特別会計より受入	745,526	722,009
事業主拠出金収入	30,274	29,401
一般会計より受入	2,607,811	(2,609,311) 2,609,241

積立金より受入	147,002	(127,997) 166,927
子ども・子育て 支援特例公債金	507,193	1,139,736
雑 収 入	18,804	13,968
前年度剰余金受 入	96,642	(68,951) 136,719
計	4,796,877	(4,711,372) 4,818,001
(歳 出)		
児童手当交付金	2,097,344	2,166,585
妊婦のための支 援給付費	79,846	83,850
子ども・子育て 支援推進費	1,963,978	(1,893,409) 1,979,493
乳児等のための 支援給付費	34,882	12,557
地域子ども・子 育て支援及仕 事・子育て両立 支援事業費	469,706	(448,806) 450,731
業 務 取 扱 費	15,937	(4,474) 7,954
出生後休業支援 等給付費等育児 休業等給付勘定 へ繰入	77,242	80,456
諸 支 出 金	494	446
子ども・子育て 支援特例公債事 務取扱費一般会 計へ繰入	1	1
国民年金事業費 年金特別会計へ 繰入	15,173	—
国債整理基金特 別会計へ繰入	38,275	16,789
一般会計へ繰入	—	(—) 15,139
予 備 費	4,000	4,000
計	4,796,877	(4,711,372) 4,818,001
(2) 育児休業等給付勘定		
(歳 入)		
保 険 収 入	1,025,317	987,705
労働保険特別 会計より受入	914,060	876,943
一般会計より 受入	111,257	110,761
他勘定より受入	77,242	80,456
運 用 収 入	1,065	1
雑 収 入	634	537
計	1,104,258	1,068,697
(歳 出)		
育児休業給付費	889,622	885,656

出生後休業支援 等給付費	75,293	79,182
出生後休業支 援給付金	24,792	24,327
育児時短就業 給付金	50,501	54,856
業 務 取 扱 費	10,514	8,942
出生後休業支援 等給付業務費	1,949	1,273
育児休業給付資 金へ繰入	119,215	86,514
保険料返還金等 労働保険特別会 計へ繰入	7,665	7,129
計	1,104,258	1,068,697

10 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業、土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられてい

る。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平18法88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入271,400百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ、売渡し等に必要経費を計上している。国内米については買入数量358千トン、売却数量208千トン、輸入米等については買入数量775千トン、売却数量775千トン、輸入小麦等については買入数量4,804千トン、売却数量4,804千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、8年4月1日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦180千トン及び大麦40千トンの売却並びにこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。
- (3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。
- (6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務

取扱い等に必要経費を計上している。

- (7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業2地区の工事を施行するために必要経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ500百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	31,870	36,302
一般会計より受入	137,088	153,198
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	17,092	12,171
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	53,402	45,579
計	239,451	247,250
(歳出)		
農業経営安定事業費	239,233	247,032
事務取扱費業務勘定へ繰入	129	129
予備費	90	90
計	239,451	247,250
(2) 食糧管理勘定		
(歳入)		
食糧売払代	522,262	569,052
輸入食糧納付金	553	25,299
一般会計より受入	100,064	84,300
食糧証券収入	271,400	(274,820)
雑収入	10,930	182,010
前年度剰余金受入	—	(11,143)
計	905,209	11,365
(歳出)		
食糧買入費	724,098	(—)
食糧管理費	36,860	50,395
交付金等他勘定へ繰入	61,128	(939,840)
計		922,421

融通証券等事務 取扱費一般会計 へ繰入	0	0	一般会計より 受入	12,119	(11,432) 11,431
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,123	(153,631) 126,711	前年度繰越資 金受入	11,349	15,613
予 備 費	82,000	82,000	雑 収 入	0	0
計	905,209	(939,840) 922,421	計	23,468	(27,045) 27,044
(3) 農業再保険勘定 (歳 入)			(歳 出)		
農業再保険収入	64,025	(61,828) 61,748	漁業共済保険費 及交付金	9,664	8,976
再 保 険 料	164	202	事務取扱費業務 勘定へ繰入	115	(116) 115
一般会計より 受入	55,632	(54,303) 54,224	国債整理基金特 別会計へ繰入	2,340	2,340
前年度繰越資 金受入	8,229	7,322	予 備 費	70	70
積立金より受入	33,451	38,838	計	12,189	(11,502) 11,501
雑 収 入	694	250	(6) 業 務 勘 定 (歳 入)		
計	98,170	(100,916) 100,837	他勘定より受入	31,040	(24,115) 24,005
(歳 出)			雑 収 入	0	0
農業再保険費及 交付金	77,643	78,709	計	31,040	(24,115) 24,005
事務取扱費業務 勘定へ繰入	1,019	(992) 913	(歳 出)		
予 備 費	14,700	17,100	事 務 取 扱 費	30,890	(23,965) 23,855
計	93,362	(96,801) 96,722	予 備 費	150	150
(4) 漁船再保険勘定 (歳 入)			計	31,040	(24,115) 24,005
漁船再保険収入	7,590	7,805	(7) 国営土地改良事業勘定 (歳 入)		
再 保 険 料	0	0	一般会計より受 入	2,193	(3,811) 3,805
一般会計より 受入	6,575	6,758	土地改良事業費 負担金収入	3,456	3,571
前年度繰越資 金受入	1,015	1,047	借 入 金	500	900
積立金より受入	62	83	雑 収 入	99	114
雑 収 入	28	7	前年度剰余金受 入	23	24
計	7,680	7,895	計	6,271	(8,420) 8,413
(歳 出)			(歳 出)		
漁船再保険費及 交付金	6,072	6,265	土地改良事業費	2,194	4,225
事務取扱費業務 勘定へ繰入	520	524	土地改良事業工 事諸費	441	(443) 437
予 備 費	90	90	土地改良事業費 負担金等収入一 般会計へ繰入	1,102	746
計	6,682	6,879	東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 一般会計へ繰入	1	1
(5) 漁業共済保険勘定 (歳 入)					
漁業共済保険収 入	23,468	(27,045) 27,044			
保 険 料	0	0			

東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入	26	26
東日本大震災復興特別会計へ繰入		
国債整理基金特別会計へ繰入	2,327	2,798
予備費	180	180
計	6,271	8,413

11 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	34,739	(33,395) 33,014
借入金	295,800	301,300
計	330,539	(334,695) 334,314
(歳出)		
国債整理基金特別会計へ繰入	330,539	(334,695) 334,314

(注) 8年度の借入金295,800百万円は、「特別会計に関する法律」(平19法23)附則第206条の6の規定に基づき、8年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

12 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

- (1) 歳入については、出願人からの特許出願、審査請求等の特許料等収入の見込額を計上しているほか、前年度剰余金受入等を計上している。
- (2) 歳出については、工業所有権に関する情報提供及び人材育成支援等を行う独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上しているほか、特許行政運営に必要な人件費及び事務費、特許等工業所有権に

関する審査審判等の処理促進に必要な経費、特許事務システムの開発及び運営に必要な経費、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
特許印紙収入	2,360	2,481
特許料等収入	160,070	157,980
一般会計より受入	55	55
雑収入	708	284
前年度剰余金受入	128,027	101,884
計	291,219	262,684
(歳出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,231	12,000
事務取扱費	146,621	141,197
施設整備費	1,681	1,101
予備費	100	100
計	160,633	154,398

13 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく自動車事故対策事業等及び「道路運送車両法」(昭26法185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 自動車事故対策勘定
 - (イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、10,390百万円の補助金等を計上している。
 - (ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策

機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

- (ハ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、947百万円の自動車損害賠償保障金を計上している。
- (二) 15年3月31日までに引き受けた再保険等に対する保険金の支払のため、70百万円の再保険金等を計上している。
- (2) 自動車検査登録勘定
- (イ) 8年度検査関係業務件数を27,164千件、8年度登録関係業務件数を38,596千件と見込んでいる。
- (ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。
- (ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。
- (二) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、デジタル化を進めることとしている。
- (3) 空港整備勘定
- (イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、空港整備事業に係る施設の整備に要する資金の一部に充てるため、財政融資資金の借入れ11,200百万円を予定している。また、航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入40,733百万円、直轄事業に係る地方公共団体の負担金収入等を計上している。
- (ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、中部空港においては、引き続き、現滑走路の大規模補修に向けた代替滑走路の整備を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(1) 自動車事故対策勘定		
(歳入)		
賦課金収入	10,412	10,389
積立金より受入	87	2,796
一般会計より受入	—	(6,500)
償還金収入	199	370
雑収入	14,656	1,105
前年度剰余金受入	60,697	61,008
計	86,051	(82,168)
(歳出)		
被害者保護増進等事業費	10,390	15,266
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	8,754	(9,032)
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	1,492	12,140
自動車損害賠償保障事業費	1,257	(515)
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	1,842	2,278
再保険及保険費	70	1,262
予備費	50	(1,177)
計	23,855	1,225
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳入)		
検査登録印紙収入	25,713	26,668
検査登録手数料収入	20,933	11,860
一般会計より受入	273	(260)
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	1,354	265
他勘定より受入	1,842	—
雑収入	152	(1,177)
前年度剰余金受入	2,696	1,225
計	52,963	145
(歳出)		
		4,886
		(44,997)
		45,050

独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,308	1,712
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	2,491	1,506
		(37,862)
業務取扱費	38,411	37,916
施設整備費	1,271	2,400
予備費	100	100
計	44,582	43,633
(3) 空港整備勘定		
(歳入)		
空港使用料収入	275,604	243,835
一般会計より受入	40,733	38,269
		(7,895)
地方公共団体工事費負担金収入	8,014	8,062
		(11,200)
借入金	11,200	17,300
償還金収入	9,354	9,200
配当金収入	1,128	—
空港等財産処分収入	54	1,253
雑収入	60,814	55,330
前年度剰余金受入	16,690	22,000
計	423,591	(388,981) 395,248
(歳出)		
空港等維持運営費	178,492	158,072
		(130,784)
空港整備事業費	130,210	134,936
		(9,020)
北海道空港整備事業費	10,351	9,047
離島空港整備事業費	3,177	3,623
		(11,346)
沖縄空港整備事業費	11,356	12,734
航空路整備事業費	27,456	27,343
成田国際空港等整備事業資金貸付金	11,000	10,900
地域公共交通維持・活性化推進費	2,421	—
空港等整備事業工事諸費	1,851	1,839
		(2,768)
空港等災害復旧事業費	4,036	3,468
国債整理基金特別会計へ繰入	43,221	32,987

予備費	20	300
計	423,591	(388,981) 395,248

14 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(歳入)		
復興特別所得税	493,800	517,800
一般会計より受入	68,835	26,300
特別会計より受入	26	26
		(121,100)
復興公債金	6,600	—
公共事業費負担金収入	40	5
		(48,892)
雑収入	64,067	62,930
前年度剰余金受入	—	(—) 160,485
計	633,368	(646,244) 767,547
(歳出)		

歳出については、復興事業等を行うため、633,368百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)に基づき、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として449,243百万円を一括計上している。

8年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 災害救助等関係経費

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	1,717	2,692

① 災害救助費

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	64	390

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、福島県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要

する費用の負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
1,653	2,302

この経費は、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
復興特区支援利子補給金	275	322
災害援護貸付金等	26	39
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	1,121	1,432
被災児童生徒就学支援等事業交付金	230	509
計	1,653	2,302

(2) 復興関係公共事業等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
39,568	(68,111) 68,321

① 災害復旧等事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
12,142	7,770

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
農林水産省	553	282
国土交通省	11,589	7,488
計	12,142	7,770

② 一般公共事業関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
26,435	(57,948) 58,158

この経費は、東日本大震災からの復興事業として治山事業、住宅対策、農業農村整備事業、森林整備事業、社会資本総合整備事業を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
50	560

この経費は、治山事業に必要な経費である。

(ロ) 住宅都市環境整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
21,051	23,000

この経費は、住宅対策に必要な経費である。

(ハ) 農林水産基盤整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
4,004	4,351

この経費は、農業農村整備事業及び森林整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
農業農村整備事業	380	480
森林整備事業	3,624	3,871
計	4,004	4,351

(ニ) 社会資本総合整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
1,330	25,981

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

(ホ) 港湾空港鉄道等整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
—	0

前年度限りの経費である。

(ヘ) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
—	(4,056) 4,266

前年度限りの経費である。

③ 施設費等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
991	2,393

この経費は、東日本大震災により被害を受けた特用林産施設等の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
警察施設整備費	213	350
消防防災施設災害復旧費	33	417

公立学校施設災害復旧費	2	2
保健衛生施設等災害復旧費	—	815
特用林産施設体制整備復興事業費	742	809
計	991	2,393

(3) 災害関連融資関係経費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
986	(1,134) 1,006

① 中小企業等関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
40	119

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

8年度(百万円)	7年度(百万円)
----------	----------

株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	28	80
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	1	9
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	10	30
計	40	119

② 農林漁業者等関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
946	(1,015) 887

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

8年度(百万円)	7年度(百万円)
----------	----------

漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	450	(446) 364
農業経営金融支援対策費補助金	273	(330) 312
漁業者等緊急保証対策事業費	105	(121) 94
漁業信用保険事業交付金	104	97

林業振興事業費補助金	14	19
株式会社日本政策金融公庫補給金	1	(1) 1
計	946	(1,015) 887

(4) 地方交付税交付金

8年度(百万円)	7年度(百万円)
45,595	65,850

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(5) 原子力災害復興関係経費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
294,798	(334,849) 295,255

① 除去土壌等の適正管理・原状回復等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
148,342	(165,776) 135,527

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・原状回復等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

8年度(百万円)	7年度(百万円)
----------	----------

放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費	3,789	3,731
中間貯蔵施設の整備等経費	99,145	(104,494) 92,496
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	27,720	(36,338) 23,087
除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施経費	15,418	15,901
その他	2,270	(5,312) 312
計	148,342	(165,776) 135,527

② 福島再生加速化交付金等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
146,456	(169,073) 159,728

この経費は、福島の再生を加速するため、特定帰還居住区域や特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
福島再生加速化交付金	59,062	(59,937) 56,325
福島生活環境整備・帰還再生加速事業費	5,203	5,249
原子力損害賠償紛争審査会の開催等経費	2,594	(2,797) 2,087
福島関連基礎・支援研究等(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)	793	1,346
地域復興実用化開発等促進事業費	7,400	4,517
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費	4,379	2,420
帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等経費	3,397	3,420
特定帰還居住区域整備事業費	48,812	(61,981) 56,981
特定復興再生拠点整備事業費	7,242	19,943
環境放射線測定等経費	1,283	1,566
放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,269	1,125
その他	5,023	(4,771) 4,749
計	146,456	(169,073) 159,728

(6) その他の東日本大震災関係経費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
112,174	(79,643) 79,366

① 被災者生活再建支援金補助金

8年度(百万円)	7年度(百万円)
506	654

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の補助に必要な経費である。

② 警察・消防活動経費等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
151	387

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における消防活動等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
警察活動経費	—	14
消防活動経費	138	360
消防防災設備災害復旧費補助金	13	13
計	151	387

③ 教育支援等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
1,354	1,575

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
義務教育費国庫負担金	864	1,079
福島イノベーション・コースト構想人材育成事業費	435	—
福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業費	—	435
被災私立大学等復興特別補助事業費	55	61
計	1,354	1,575

④ 医療・介護等

8年度(百万円)	7年度(百万円)
9,349	7,384

(イ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

8年度(百万円)	7年度(百万円)
2,997	3,547

この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
医療保険制度	2,536	2,933
介護保険制度	451	604
障害福祉サービス等	10	10
計	2,997	3,547

(ロ) 地域医療再生対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
6,059	3,494

この経費は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ハ) その他

8年度(百万円)	7年度(百万円)
293	343

この経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	141	142
医療・介護保険料等の収納対策等支援事業費	93	93
介護サービス提供体制再生事業費	59	84
障害福祉サービス再開支援事業費	—	24
計	293	343

⑤ 農林業関係

8年度(百万円)	7年度(百万円)
7,169	(6,167)
	6,140

この経費は、原子力被災地域の復興に向け

た営農再開の加速化や広域的な高付加価値産地の創出の支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業費	3,672	2,214
福島県農林水産業復興創生事業費	3,306	3,711
原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業費	101	113
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業費	—	15
		(114)
その他	90	87
		(6,167)
計	7,169	6,140

⑥ 水産業関係

8年度(百万円)	7年度(百万円)
27,257	12,181

この経費は、東日本大震災により被害を受けた漁業者等の漁業活動再開・継続、福島県をはじめとした被災地水産物の販路回復や販売促進等を支援するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
漁業・養殖業復興支援事業費	20,100	4,400
水産業復興販売加速化支援事業費	3,703	4,053
被災地次世代漁業人材確保支援事業費	2,121	2,121
被災海域における種苗放流支援事業費	680	884
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費	366	420
漁場復旧対策支援事業費	280	296
漁船等復興対策事業費	7	7
計	27,257	12,181

⑦ 中小企業対策

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	973	1,571
この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県に対する補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	8年度(百万円)	7年度(百万円)
中小企業再生支援事業費	120	201
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	606	1,072
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	247	298
計	973	1,571

⑧ 立地補助金

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	27,513	10,980

この経費は、福島県の避難指示解除区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

⑨ 福島国際研究教育機構関連事業費

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	18,645	16,366
この経費は、創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構の運営費等の支援に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。		
	8年度(百万円)	7年度(百万円)
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	11,795	12,536
その他	6,851	3,830
計	18,645	16,366

⑩ その他

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	19,256	(22,378)
		22,128

上記の内訳は次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
被災者支援総合交付金	5,533	7,699
		(4,942)
復興庁運営経費	4,646	4,925
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業等経費	728	1,147
「新しい東北」推進事業費	57	241
東日本大震災教訓継承事業費	10	30
ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業費	—	78
特定非営利活動法人等被災者支援事業費	53	91
情報通信基盤災害復旧事業費	61	(107)
		43
被災地域情報化推進事業費	1	1
被災ミュージアム再興事業費	751	203
放射線量測定指導・助言事業費	9	10
原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業費	—	316
福島県における観光関連復興支援事業費	500	500
ブルーツーリズム推進支援事業費	166	266
地域公共交通確保維持改善事業費	134	136
除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化等経費	5,803	(5,796)
		5,627
環境モニタリング調査費	804	816
計	19,256	(22,378)
		22,128

(7) 国債整理基金特別会計への繰入等

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	58,530	(26,964)
		235,056

この経費は、復興債の償還及び利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に関

する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(8) 復興加速化・福島再生予備費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
80,000	(67,000) 20,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。